

就学指定校の変更について

○ 就学指定校の変更について

下記のような特別な事情がある場合は、小学校の就学指定校の変更ができます。

- (1) 小学校の最終学年に在学中の児童が、当該学年の途中で住居を移転したが、卒業まで従前の小学校に通学を希望する場合
- (2) 学期の途中で住居を移転した児童を、当該学期に限り従前の小学校に通学を希望する場合
- (3) 住居の新築又は取得等により3ヶ月以内に移転する住所が確定している児童が、新たに通学すべき小学校に通学を希望する場合
- (4) 町営住宅立替事業及びその他公共事業の施工等により、小学校の就業年限中に、住所の移転を余儀なくされる児童が移転前又は移転予定先の通学区域の小学校に通学を希望する場合
- (5) 心身の故障その他の理由により指定校への就学が困難な児童が、医師又は児童相談所等の機関が必要と認める期間に限り指定校以外の小学校へ通学を希望する場合
- (6) 保護者の入院又は長期出稼等により保護者が不在となる児童が、保護者の依頼先の通学区域の小学校へその期間に限り通学を希望する場合
- (7) いじめ、その他の理由により就学指定校以外への通学を希望する場合
- (8) 指定校に通学するための交通機関のない児童が、通学の安全上、最寄りの交通機関を利用し、指定校以外の小学校へ通学を希望する場合
- (9) その他、特に止むを得ないと認める事由がある場合

○ 就学指定校の変更手続きについて

就学指定校の変更を希望する場合は、保護者からの申立書の提出が必要です。

【お問い合わせ先】

喜茂別町教育委員会学校教育係

住 所 喜茂別町字喜茂別2番地の5

電 話 0136-33-2203